

競争的資金等の運営及び管理を行う責任者等の設置に関する達

平成20年10月30日
独立行政法入土木研究所
達 第 1 7 号

(目的)

第1条 本規定は、独立行政法入土木研究所（以下「研究所」という。）における競争的資金等（競争的研究資金及び研究助成等の公募型の研究資金をいう。）の適正な運営及び管理に必要な事項を定めるものである。

(最高管理責任者)

第2条 最高管理責任者は、研究所全体を統括し、研究所における競争的資金等に係る不正を防止し、適正に運営及び管理するために、必要な措置を講じる。

2 最高管理責任者は理事長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第3条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究所における競争的資金等に係る不正を防止し、適正に運営及び管理するために、部局責任者に必要な措置を指示し、連携を図りながら統括する。

2 統括管理責任者は理事をもって充てる。

(部局責任者)

第4条 部局責任者は、研究所内の各組織における競争的資金等に係る不正を防止し、適正に運営及び管理するために、各組織に属する者に必要な措置を指示し、必要に応じて、資料の提出等を要請する。

2 部局責任者は、別表の組織区分ごとに、同表の部局責任者欄に示す者とする。

(相談受付窓口)

第5条 相談受付窓口は、研究所における競争的資金等の効率的な研究遂行を適切に支援するため、使用に関するルール及び事務処理手続き等について研究所内外からの相談を受け付けるものとする。

2 相談受付窓口は、別表の組織区分ごとに、同表の相談受付窓口欄に示す部署とする。

附 則

この達は、平成20年10月30日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

組織区分	部局責任者	相談受付窓口
総務部 企画部 つくば中央研究所 水災害・リスクマネジメント国際センター 構造物メンテナンス研究センター	研究調整監 (独立行政法人事木 研究所組織規程(平 成20年4月1日規 程第1号)第4条3 項に定める者を除く)	研究企画課
寒地土木研究所	研究調整監 (独立行政法人事木 研究所組織規程(平 成20年4月1日規 程第1号)第4条3 項に定める者)	企画室